

精神発達調査について (実施要領第20項第3号)

目 的

小児期にジフェニルアルシン酸にばく露したと認められ、精神遅滞が継続している者について、より綿密な病態やその経過の把握等を行う。

対 象

小児期にジフェニルアルシン酸にばく露し、精神遅滞がみられたものであって、検討会の意見を聴いて調査の必要があると認められる者

実施主体

茨城県

調査内容

- ・ 精神発達調査票
月1回、家族が記入し提出
- ・ 子どもの行動チェックリスト
年1回、家族が記入し提出
- ・ 精神発達状態報告票
年1回、医師が記入し提出